

奥日光地域新モビリティ導入検討基礎調査業務委託公募型プロポーザルに係る質問内容及び回答

令和7（2025）年7月2日
栃木県県土整備部交通政策課

質問内容		回答
1. 参加資格		
1	当社として直接の実績が無い為、実績のある事業者と共同による共同事業体での参加は可能かでしょうか。	共同事業体での参加は認めていません。
2	管理技術者の要件について何かございましたらご教示をお願いします。（資格保有・同種業務実績有無等）	業務を担当する配置予定技術者の要件はありません。
2. 企画提案書		
1	企画提案書の枚数に制限はありますか。	企画提案書の枚数制限はありません。
2	実施要領には、「企画提案書を持参又は郵送で提出する場合の提出部数は、7部（正本1部、副本6部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。」とありますが、電子メールで提出する際は、正本・副本のデータを送付する理解であっていますでしょうか。	御認識のとおりです。
3	企画提案書はA4判縦、横いずれでも可でしょうか。	御認識のとおりです。
3. 業務内容		
1	人流調査分析にて、一部民間データが含まれていますが、全て発注者からの貸与（受注者からデータ購入等に係る費用負担はなし）の認識でよいか。	奥日光地域新モビリティ導入検討基礎調査業務委託仕様書の別紙に示すものについては受注者の負担なしで使用することができます。それ以外で必要となるデータ等については、受注者の負担にて取得をしてください。

2	検討会及び関係機関協議の実施回数はそれぞれ何回程度を想定しているか。	検討会は、2回を予定しています。 関係機関協議は、検討会の前に実施することを想定していますが、回数は協議により決定します。
3	調査対象区域における人・物流事業者の移動量、目的地、経路等を調査・分析するにあたり、可搬型のAIカメラを仮設置することは可能でしょうか。なお、仮設置に際しては、通行の妨げにならないよう設置位置を工夫し、かつ安全面に十分に配慮した運用を行います。また、係員を現地に常駐させ、万が一のトラブルにも迅速に対応できる体制を整えます。	AIカメラ等を用いた調査分析に関して提案いただくことは問題ありません。
4	仕様書「第3条業務内容」に、「検討会及び関係機関等協議のための資料作成を行う。」と記載がありますが、『関係機関等協議』として、現在想定されているものがあれば、ご教示ください。※検討会については、第3回（令和7年9月）、第4回（令和8年3月）の実施予定と理解しています。	検討会は、2回を予定しています。 関係機関協議は、検討会の前に実施することを想定していますが、回数は協議により決定します
5	仕様書別紙「既調査業務結果及びデータ一覧」に記載にある公共交通利用者データについて、現時点での想定があれば、具体的な仕様（取得可能項目、期間、集計単位、対象エリア・区間等）をご教示ください。	具体的な仕様については、鉄道事業者やバス事業者等と調整により決定します。
6	仕様書の第3条 3. 実態調査 の 1) 人流調査分析には『携帯電話位置情報データ』の記載がございますが、データは県から提供されますか。それとも、データを使用する場合は業務の委託金額の中で購入する必要がありますか。	携帯電話位置情報データは県からの提供はありません。データを使用する場合は、業務の委託金額の中で取得してください。
7	仕様書の第3条 5. 関係機関協議資料作成 の『検討会』については、開催回数は何回を想定すればよいでしょうか。また、検討会への出席、議事録作成は本業務に含まれますか。	検討会は、2回を予定しています。 検討会への参加や議事録の作成は本業務に含みます。

8	仕様書第3条「5. 関係機関協議資料作成」において、本検討に係る ・ 検討会及び関係機関等会合 の開催時期、会合別の予定議事、会合向けに作成する資料の配布用必要部数を教えてください。	検討会は、令和7年9月頃に第2回検討会、令和8年3月頃に第3回検討会を予定しています。 第2回検討会では、今年度調査業務の内容の共有、第3回検討会では、今年度調査業務の結果の共有を行う予定です。 また、検討会等は電子データにより実施するため、印刷配布は予定しておりません。
9	仕様書別紙「既調査業務結果 及び データ一覧」にあるデータのうち、次の貸与予定資料の主たる構成内容、当該に含まれる人流関係、物流関係データの種類をお教えてください。 ・ 観光地日光の魅力アップに関する庁内勉強会資料	資料の主たる構成は、令和元年度までおける現状や課題の整理です。 人流データは、平成30年度におけるいろは坂の渋滞状況（通年）、令和元年度来訪者アンケートによる来訪地や来訪手段のデータです。 物流データは含まれていません。
4. その他		
1	仕様書にて、「この仕様書に記載のない一般事項については、栃木県業務委託共通仕様書によるものとする。」とありますが、『栃木県業務委託共通仕様書』とは、『栃木県業務委託共通仕様書、設計業務共通仕様書、共通編』の理解であっていますでしょうか。	「栃木県業務委託共通仕様書」には、次に示すホームページで公表されている全ての仕様書が該当します。 ○栃木県ホームページ_栃木県業務委託共通仕様書 <https://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/town/koukyoujigyou/kensetsu/gyomuitakukyoutuusiyouyosor2.html>
2	令和7年度の基礎的な調査からの、令和8年度以降の展開見込みは、どのようにお考えですか。（実証実験、詳細検討、具体設計等）	現時点では未定です。